Ⅵ　歯科点数表の第２章第１３部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001 歯科矯正用帯環　切歯用

定義

次のいずれにも該当すること。

(1)　薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用帯環」又は「歯科矯正用材料キット」であること。

(2)　帯環用ブラケット及びチューブ等のアタッチメントを表面に鑞着し、切歯に固定する金属製帯環であること。

002 歯科矯正用帯環　犬歯用及び臼歯用

定義

次のいずれにも該当すること。

(1)　薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用帯環」又は「歯科矯正用材料キット」であること。

(2)　帯環用ブラケット又はチューブ等のアタッチメントを表面に鑞着し、犬歯又は臼歯に固定する金属製帯環であること。

003 帯環用ブラケット

定義

次のいずれにも該当すること。

(1)　薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用アタッチメント」又は「歯列矯正用材料キット」であること。

(2)　歯を移動する際、矯正用線を保持するため、歯科矯正用帯環に付着又は鑞着して使用する器具であること。

004 ダイレクトボンド用ブラケット

定義

次のいずれにも該当すること。

(1)　薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用アタッチメント」又は「歯科矯正用材料キット」であること。

(2)　矯正用線等を保持するため、接着材料を用いて直接歯面に付着させる器具であること。

005 チューブ

定義

次のいずれにも該当すること。

(1)　薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用チューブ」、「歯列矯正用アタッチメント」又は「歯科矯正用材料キット」であること。

(2) 矯正用線を臼歯に維持固定するために使用するものであること。
(3) 帯環用又はダイレクトボンド用であること。

006 ＳＴロック
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用ロック」、「歯科矯正用材料キット」であること。
(2) 切歯、犬歯及び隣接する臼歯の歯牙移動の矯正用線を保持するため、臼歯に固定して使用する装置であること。

007 スクリュー　床用
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用アタッチメント」又は「歯科矯正用材料キット」であること。
(2) 歯を移動する際に、床を拡大・縮小させるため、レジン床の中に組み込んで使用するスクリューであること。

008 スクリュー　スケレトン用
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用アタッチメント」又は「歯科矯正用材料キット」であること。
(2) 口蓋を拡大する際に、矯正用線及び帯環を用いて歯に固定して使用するスクリューであること。

009 トラクションバンド
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用ヘッドギア」であること。
(2) フェイスボウ等の外線を頸部に固定する際に、ネックストラップと組み合わせて使用するものであること。
(3) 伸縮機能を有するものであること。

010 ネックストラップ
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一

般的名称が「歯列矯正用ヘッドギア」であること。
(2) フェイスボウ等の外線を頸部に固定する際に、トラクションバンドと組み合わせて使用するものであること。
(3) トラクションバンドに該当しないこと。

011 ヘッドギア　リトラクター用
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用ヘッドギア」であること。
(2) 下顎及び歯を後方に牽引する際に、フェイスボウ、チンキャップ等を固定することを目的に使用するものであること。
(3) エラスティック、ストラップ等と組み合わせて使用するものであること。

012 ヘッドギア　プロトラクター用
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用ヘッドギア」であること。
(2) 上顎及び歯を前方に牽引する際に、フェイスボウ、チンキャップ等を固定することを目的に使用するものであること。
(3) エラスティック、ストラップ等と組み合わせて使用するものであること。

013 チンキャップ　リトラクター用
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用チンキャップ」であること。
(2) 下顎及び歯を後方に牽引する際に、オトガイ部に当てる帽子状の器具であること。
(3) ヘッドギア　リトラクター用と組み合わせて使用するものであること。

014 チンキャップ　プロトラクター用
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用チンキャップ」であること。
(2) 上顎及び歯を前方に牽引する際に、オトガイ部に当てる帽子状の器具であること。
(3) ヘッドギア　プロトラクター用又はフェイスマスクと組み合わせて使用するものであること。

015 フェイスボウ

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（58）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用顔弓 」であること。

(2) 口腔内線及び口腔外線を組み合わせた構造であること。

(3) トラクションバンド、ネックストラップ及びヘッドギアと組み合わせ、歯の固定及び移動を行うものであること。

016,017 矯正用線（丸型・角型）

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（58）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用ワイヤ」、「歯列矯正用弧線」又は「歯科矯正用材料キット」であること。

② ブラケット又はチューブに装着するものであること。

③ 歯を移動するために必要な弾性を有すること。

④ ステンレス製又はコバルトクロム合金製であること。

⑤ 直状または弧状の単線、縒線、編線であること。

(2) 機能区分の考え方

断面の形状により、丸型及び角型の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 丸型

断面形状が丸型のものであること。

② 角型

断面形状が角型のものであること。

018,019 矯正用線（特殊丸型・特殊角型）

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（58）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用ワイヤ」、「歯列矯正用弧線」又は「歯科矯正用材料キット」であること。

② ブラケット又はチューブに装着するものであること。

③ 歯を移動するため必要な弾性を有すること。

④ チタン合金であること。

⑤ 直状または弧状の単線、縒線、編線であること。

(2) 機能区分の考え方

断面の形状により、特殊丸型及び特殊角型の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 特殊丸型
断面形状が丸型のものであること。

② 特殊角型
断面形状が角型のものであること。

020 超弾性矯正用線（丸型及び角型）

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用ワイヤ」、「歯列矯正用弧線」又は「歯科矯正用材料キット」であること。

(2) ブラケット又はチューブに装着するものであること。

(3) 歯を移動するために必要な超弾性を有するものであること。

(4) ニッケルチタン合金製であること。

(5) 円形又は方形の断面を有する直状又は弧状の単線、縒線、編線であること。

021 歯科用ニッケルクロム合金線　鉤用（ＪＩＳ表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（１）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用ニッケル・クロム合金線」であること。

(2) ＪＩＳ　Ｔ６１０１に適合するものであること。

(3) ＪＩＳ表示品であること。

(4) 鉤に使用するものであること。

022 歯科鋳造用ニッケルクロム合金　床用

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（１）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鋳造用ニッケル・クロム合金」であること。

(2) ニッケル及びクロムを合計して５０％以上含有すること。

(3) 義歯床用であること。

023 歯科用コバルトクロム合金線　鉤用（ＪＩＳ表示品）

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（１）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用コバルト・クロム合金線」であること。

(2) ＪＩＳ　Ｔ６１０４に適合するものであること。

(3) ＪＩＳ表示品であること。

(4) 鉤に使用するものであること。

024 歯科用コバルトクロム合金線　バー用（ＪＩＳ表示品）
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（１）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用コバルト・クロム合金線」であること。
(2) ＪＩＳ　Ｔ６１０４に適合するものであること。
(3) ＪＩＳ表示品であること。
(4) 屈曲バー又は補強線に使用するものであること。

025 歯科鋳造用コバルトクロム合金　床用
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（１）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科鋳造用コバルト・クロム合金」であること。
(2) ＪＩＳ　Ｔ６１１５に適合するものであること。
(3) 義歯床用であること。

026 歯科用ステンレス鋼線　鉤用（ＪＩＳ表示品）
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（１）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用ステンレス鋼線」であること。
(2) ＪＩＳ　Ｔ６１０３に適合するものであること。
(3) ＪＩＳ表示品であること。
(4) 鉤に使用するものであること。

027 歯科用ステンレス鋼線　バー用（ＪＩＳ表示品）
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（１）歯科用金属」であって、一般的名称が「歯科用ステンレス鋼線」であること。
(2) ＪＩＳ　Ｔ６１０３に適合するものであること。
(3) ＪＩＳ表示品であること。
(4) 屈曲バー又は補強線に使用するものであること。

028,029 陶歯（前歯用（真空焼成歯）・臼歯用（真空焼成歯））
(1) 定義
次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（２）歯冠材料」であって、一般的名称が「陶歯」であること。

② ＪＩＳ　Ｔ６５１１に適合するものであること。

(2) 機能区分の考え方

人工歯の形状により、前歯用及び臼歯用の合計２区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 前歯用

前歯部の形態を有するものであること。

② 臼歯用

臼歯部の形態を有するものであること。

030,031 レジン歯（前歯用（ＪＩＳ表示品）・臼歯用（ＪＩＳ表示品））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（１）歯冠材料」であって、一般的名称が「アクリル系レジン歯」であること。

② ＪＩＳ　Ｔ６５０６に適合するものであること。

③ ＪＩＳ表示品であること。

(2) 機能区分の考え方

人工歯の形状により、前歯用及び臼歯用の合計２区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 前歯用

前歯部の形態を有するものであること。

② 臼歯用

臼歯部の形態を有するものであること。

032,033 義歯床用アクリリック樹脂（粉末（ＪＩＳ表示品）・液（ＪＩＳ表示品））

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（３）義歯床材料」であって、一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。

② ＪＩＳ　Ｔ６５０１タイプ１に適合する義歯床を作製するために使用するものであること。

③ ＪＩＳ表示品であること。

(2) 機能区分の考え方

形状により、粉末及び液の合計２区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 粉末

形状が粉末であること。

② 液

形状が液であること。

034 歯科用合着・接着材料Ⅰ（粉末・液）
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（５）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「歯科高分子系接着材」、「歯科用象牙質接着材料」、「医薬品含有歯科用象牙質接着材」、「歯科接着用レジンセメント」、「医薬品含有歯科接着用レジンセメント」、「歯科用コンポジットレジンセメント」、「医薬品含有歯科用コンポジットレジンセメント」、「歯科合着用グラスポリアルケノエート系レジンセメント」、「医薬品含有歯科合着用グラスポリアルケノエート系レジンセメント」、「歯科動揺歯固定用接着材料」、「歯科用セメントキット」、「歯科用象牙質接着材キット」、「医薬品含有歯科用象牙質接着材キット」、「医薬品含有歯科用接着材料キット」又は「歯科用接着材料キット」であること。
(2) 接着性レジンセメント又は接着性グラスアイオノマー系レジンセメントであること。

035 歯科用合着・接着材料Ⅱ（粉末・液）
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（５）歯科用接着充填材料」、一般的名称が「歯科用象牙質接着材」、「医薬品含有歯科用象牙質接着材」、「歯科合着用グラスポリアルケノエートセメント」、「医薬品含有歯科合着用グラスポリアルケノエートセメント」、「歯科用セメントキット」、「歯科用シアノアクリレート系セメント」、「歯科用象牙質接着材キット」、「医薬品含有歯科用象牙質接着材キット」、「歯科用多目的グラスポリアルケノエートセメント」、「医薬品含有歯科用多目的グラスポリアルケノエートセメント」、「医薬品含有歯科用接着材料キット」又は「歯科用接着材料キット」であること。
(2) グラスアイオノマーセメント又はシアノアクリレート系セメント粉末（SiO_2を含むものに限る。）であること。

036 歯科用合着・接着材料Ⅲ（粉末・液）
定義
次のいずれかに該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（５）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「歯科用ポリカルボキシレートセメント」、「医薬品含有歯科用ポリカルボキシレートセメント」、「歯科用酸化亜鉛ユージノールセメント」、「医薬品含有歯科用酸化亜鉛ユージノールセメント」、「歯科用りん酸亜鉛セメント」、「医薬品含有歯科用りん酸亜鉛セメント」、「歯科用酸化亜鉛非ユージノールセメント」、「医薬品含有歯科用酸化亜鉛非ユージノールセメント」又は「歯科用セメントキット」であること。

(2) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（５）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「歯科用セメントキット」である仮着材として使用するものであること。

037 ダイレクトボンド用ボンディング材
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（５）歯科用接着充填材料」であって、一般的名称が「高分子系ブラケット接着材及び歯面調整材」、「医薬品含有高分子系ブラケット接着材及び歯面調整材」又は「歯科レジン用接着材料」であること。
(2) ダイレクトボンド用ブラケット及びチューブ等を歯面に接着固定するための歯列矯正用接着材であること。

038 シリコン樹脂
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用歯牙維持装置」、「歯科矯正用レジン材料」又は「歯科矯正装置用弾性材料」であること。
(2) トゥースポジショナーの作製に使用するものであること。
(3) ポリシロキサンを主成分とする樹脂であること。

039 超弾性コイルスプリング
定義
次のいずれにも該当すること。
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（５８）整形用機械器具」であって、一般的名称が「歯列矯正用スプリング」であること。
(2) 歯を移動するために必要な超弾性を有すること。
(3) ニッケルチタン合金製のコイルであること。

Ⅶ　調剤点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

特に規定する場合を除き、Ⅱに規定するそれぞれの機能区分の定義等と同様であること。